

## 地方独立行政法人法に基づく不要財産の納付に係る 知事の認可に関する評価委員会意見について（案）

地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）は、道総研設立時に道から現物出資した次の土地及び建物について、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったことを決定した。  
このため、その土地及び建物について、地方独立行政法人法第42条の2の規定に基づき、道総研から北海道知事あて不要財産の納付の認可に係る申請があり、同法第42条の2第5項の規定に基づき、北海道知事が認可をするにあたって、あらかじめ評価委員会の意見を聴くものである。

### 1 不要財産の概要

- (1) 林産試験場の土地及び建物  
当該土地及び建物は林産試験場の駐車場及び車庫として使用しているが、平成32年4月に開校予定の「(仮称)北海道立林業大学校」の敷地及び実習室(1号車庫)として当該箇所を使用するため、道へ納付するもの。(2号車庫は解体予定。)

	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	出資価額(円)	出資日
土地 (宅地)	旭川市西神楽1線10号174番7	64,728.56m <sup>2</sup> のうち 6,830.00m <sup>2</sup>	10,381,600	H22.4.1

	施設名称(構造)	床面積(m <sup>2</sup> )	出資価額(円)	出資日
建物	1号車庫(鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建)	88.00	1,333,000	H22.4.1
	2号車庫(軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建)	52.65	131,000	H22.4.1

- (2) 旧さけます・内水面水産試験場道北支場の土地  
当該支場は平成23年11月に廃止し、平成30年12月に建物を解体したことから、道へ納付するもの。

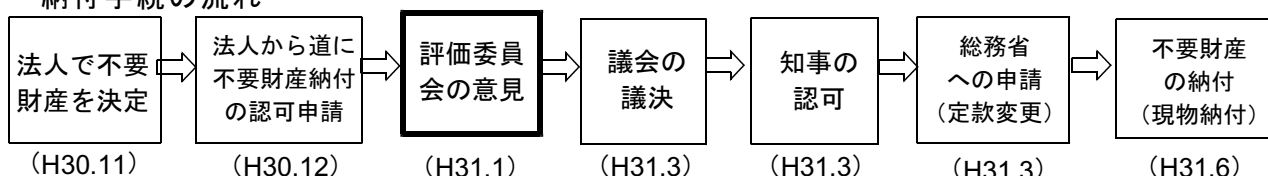
	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	出資価額(円)	出資日
土地 (宅地)	増毛郡増毛町暑寒沢548番1	12,151.10	874,818	H22.4.1
	増毛郡増毛町暑寒沢1265番1	5,260.07	378,699	H22.4.1
	増毛郡増毛町暑寒沢1266番	6,437.71	463,483	H22.4.1

### 2 根拠法令(法人不要財産の納付関係)

地方独立行政法人法(出資等に係る法人不要財産の納付等)  
第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体(次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。)に納付するものとする。  
(略)

- 5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。  
(略)

### 3 納付手続の流れ



### 4 評価委員会の意見

※「意見なし」の場合  
道が林業大学校の開校にあたり、学校敷地として利用することになった林産試験場の土地及び建物の一部は、代替の駐車場及び車庫を道が整備するため、財産納付後も試験場の機能に影響がなく、また、旧さけます・内水面水産試験場道北支場は、平成23年11月に廃止したことから、法人として将来にわたり業務を確実に実施する上で不要であり、設置者である道に納付することは、法令上問題がないものと認められることから、道の認可にあたっては「意見なし」とする。